

次期 成年後見制度等利用促進基本計画について

(地域連携ネットワークの強化及び中核機関の機能強化に向けて)

資料番号 8 『次期 成年後見制度等利用促進基本計画 (改定案)』の「6 現状から見えた課題」

① 成年後見制度 (権利擁護) の正しい周知と理解啓発、②本人主体の意思決定支援の浸透、③ 権利擁護支援を担う人材の確保 ④地域連携ネットワークの強化、⑤権利擁護支援策の充実に関して、各団体で課題に感じていること、その課題に対しての各団体の取組みなど、また、自由意見として、成年後見制度等権利擁護支援に関することについて、発表していただく。

第 5 回協議会事前調査票取りまとめ

① 成年後見制度(権利擁護)の正しい周知と理解啓発

○任意後見制度についての理解がまだまだ進んでいないと感じている。【学識経験者】

○まだまだ権利擁護を必要としている方に、この制度が届いていないと感じている。成年後見制度の正しい周知と理解啓発について、より一層積極的に取り組んでいくので、研修会等の講師については、司法書士にどしどし依頼してほしい。【司法書士会】

○大田区内においても 2025 年の超高齢者社会問題は深刻な状況で早急な対策を取らなければならない中、区民に対しての成年後見制度等(権利擁護)が周知・啓発できているとは思えない。成年後見制度等(権利擁護)を更に理解協力をするために、18 の地区で行われている地区の地域力推進会議等、地域が集まる機会を利用して何度も啓発活動や勉強会を開催するなど、積極的に取り組んで行かなければならない。そのような機会に専門知識を有した人を派遣するなど区の協力をお願いしたい。【自治会連合会】

○まだまだ一般住民の理解が深まっていないと思う。【民生委員】

○成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度があり、この 2 つの制度は、コンセプトや使用方法が異なる制度である。高齢者の自己決定権を重視することを最大限生かすためには、任意後見制度を利用すべきと考える。法定後見制度のみならず、任意後見制度も、法定後見制度に対するパンフレットの説明内容、住民に対する周知徹底の程度は、等分に同じだけの量と努力を傾注すべきと思われる。法定後見制度について法改正をしても、高齢者が自らの意思で、認知能力が下がったときに、自分の財産管理者、肉体的、心理的なケアをしてくれる人を選任することはできない。全て、家庭裁判所が決定することになり、法律上、裁判所が決めた後見人に異議を申し立てる権利は保障されていない。選任された後見人は、被後見人のために管理している財産を使用することができるのであり、財産管理については、広範

困の裁量権が与えられているわけではない。この事実をすなわち法定後見制度のデメリットを住民の方に十分、周知し、理解していただくべきである。任意後見制度にも制度として改善すべき点があることは否定しないが、法定後見制度のデメリットは、高齢者の自己決定権という観点からいえば、決定的に、任意後見制度に劣後している。【公証役場】

○周知啓発をする包括職員が、制度や手続きの正しい理解、スキルを身に付ける必要がある。地域に向けて啓発の取組みをしても、すべての必要な方たちには届かない。大田区内でも地域性があり、メリットデメリットで判断する地域がある。制度活用をする以前に、生活・命にひっ迫している地域や、計画的に進めることが出来る地域など様々なので、啓発周知の仕方を工夫する必要がある。現在、取組んでいることは、シニアステーションを活用し、地域に向けて老いじたく講座を行っている。また、大田区の見守り推進事業者連絡会で高齢者の支援を推進事業者と共有している。個別レベルの地域ケア会議や関係者レベル会議にて権利擁護支援について検討している。しかし、成年後見制度が必要と思われる方に制度の必要性を伝えることは啓発活動だけでは難しいと感じている。【地域包括支援センター】

○高齢者介護を行っている事業者の団体で、認知症への対応は必須である。日ごろの介護実践では、利用者が安心感を得られるような介護を心がけて提供している。しかし、まだ介護を利用していない方々に介護支援の見える化が進んでいない印象があり、介護事業者としてPRが必要と思っている。権利擁護によって、実際こんな介護支援を受けられて安心して暮らせるということを実感していただくことも、制度を推進していくうえで重要であると考え。取組めることとしては、介護支援の理解を促進するためには、フェスを開催し広く区民に広報して行くことなどが考えられる。【介護保険サービス団体連絡会】

○成年後見制度は最後の手段と聞くことがある。家族、支援機関、医療機関からみると、意思決定支援が及ばず、やむを得ず最後の手段と考える論理である。他方、本人が制度利用を希望する場合(補助、任意後見を中心に、場合によっては保佐も含む)や、代理権の範囲を決める上での丁寧な支援がある場合は、本人が主体的に制度利用を希望することもある。周知啓発や制度の周知は、この軸も含めて進めていく必要があるのではないかと考える。

【東京精神保健福祉士協会】

○専門知識を持った職員がおらず、正確な知識を周知することができない。専門人材とはいわないまでも、信用金庫内で情報・知識・ノウハウをどのように蓄積していくのが課題と感じている。現状当庫では、支援を専門的に行う職員はいなく、各種地域の専門機関と連携しながら対応していくため、連携強化の方法を模索している。職員研修を実施し、職員の成年後見制度に対する正しい理解を促進するとともに、各種関係団体と連携を強化したい。

【金融機関】

○UI(user interface)を意識して、分かりやすい周知と啓発が必要と考える。文書での理解は難解で困難であることから、動画説明などがあると良い。また、中高年向けのフレンドリー

なコンテンツなどもあるといい。また、デメリットなどの報道も少なくなく、利用に不安を感じている人は多いと思われる。【医療機関 東邦大学】

② 本人主体の意思決定支援の浸透

○意思決定支援については、どの専門職も市民後見人等についてもかなり浸透してきたと感じている。しかし、親族後見人については実態が見えない状況である。【学識経験者】

○税理士会では、後見人等の受任者を中心とした事例検討・相談会を定期的に行い、受任者等に対するフォローアップを行っているが、受任者の多くのケースで代行決定を優先している。「本人主体の意思決定支援の浸透」という観点に立った研修の必要性を感じている。「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に沿った研修の充実を図ることや、座学と実学の研修、異業種や関係団体との情報交換や合同研修が必要である。【税理士会】

○本来であれば、意思決定支援の浸透により関与し、後見制度ありきではないその人に求められる権利擁護支援の方策を、地域の支援関係者と検討できる場に、早期から関われる仕組みづくりが必要であると感じている。【社会福祉士】

○本人の認知が進行したときの本人の意思はどうかという判断は、誰がどう行うかなど課題が多いと感じている。【民生委員】

○意思決定支援はチームで行いたい。【地域包括支援センター】

○意思決定支援には前提として本人との関りがある。関りながら意思形成支援を図る必要があり、会議体による意思決定支援の場面は、最終的な確認になるのではないかと考える。会議以前に支援者がどれだけ本人の考えに近づけるかを考慮した、意思決定支援の体制作りが必要である。【東京精神保健福祉士協会】

○複数ある権利擁護支援策の中から適切に制度や社会資源を選択し、伴走的に支援する人が必要だが、本人の財産の在り様もさまざまであり、民間サービスも含めて横断的に情報を適時に提供することは、現在身近な支援者であるケアマネジャー等ではなかなか困難である。倫理的な検討には時間がかかるが、その時間があまり残されていないことも多い。支援者がスピーディに議論をし、意思決定していくことを支援するツールが必要と考える。

【医療機関 医師会】

○本人の意思決定能力の客観的評価が重要ではないかと考える。実装科学的な手法を用いて課題や克服すべき点を整理するのが良いと思われることから、その点について貢献しようと考えられる。【医療機関 東邦大学】

③ 権利擁護支援を担う人材の確保

- 市民後見人はまだ少ないと感じている。もっと増やすための方策が求められる。そのため、市民後見人を増やすための取組をいろいろ工夫している。【学識経験者】

- 弁護士後見人の信頼確保のための方策が、弁護士後見人の経済的負担をとまなう場合があり、また、専門職、特に法律専門職後見人に対し、必ずしも正しいとは言えない批判・非難もあり、積極的に取り組みたいという人があまり増えていない。弁護士後見人の信頼確保のための方策の必要性について説明を続け理解を求めることや、いわれのない批判等については、事実を正しく伝えるようにし、業務妨害的な行為については、会として会員を支援している。専門職後見人についての、必ずしも正しいとは言えない批判等を信じてしまう人もいるので、間違った理解が浸透しないよう、専門職だけでなく、この協議会を構成する団体等、ご家族、ご本人も交えた集会等を開催することができないかと思っている。【三弁護士会】

- 社会福祉士会では後見人等を担う人材育成のための研修と名簿登録者に対する継続的研修や事例検討などを行っている。国の第二期基本計画を受けて、成年後見制度は権利擁護支援のための仕組みの一つであり、すべてではないということが理念としては理解していても、実践の場で浸透しているか疑問が多い。これまで同様、候補者推薦依頼を受けて汲々と受任者調整に追われている状況である。現在、権利擁護支援の制度の一つである成年後見制度が法改正されようとしている動きの情報提供をあらゆる機会をとらえて行っている。そして、一方通行の情報を受け取るだけではなく、そのことに対してどのような意見を持っているか、現場で一人一人の会員に何ができるか、自らの課題として取り組めるような仕組みを、会のなかで検討中である。【社会福祉士会】

- 成年後見制度等権利擁護の人材をどの様に確保していくかが今後の課題となる。今の制度だと、法律関係の方など専門職や家庭裁判所の後見人指定が必要だが、本来であれば親族等が後見人なることが早期発見や支援の必要な内容が一番良く理解していると思う。親族等が後見人として活動できるように各団体、地域がどのような内容で支援できるのか、協力できるのかを考える必要がある。また、内容によっては制度の法律改正も必要になるのではないかと。【自治会連合会】

- 一部の悪意のある者の犯罪ばかり報道され、人材が集まらないのではないかと危惧される。【民生委員】

- 高齢者からの公証役場に対する相談として、任意後見契約を締結したいが、受任者となってくれる親族縁者がいない、司法書士や弁護士を受任者にするには金銭的な問題(報酬など)があるうえ、受任者になってくれるような司法書士や弁護士に心当たりがない。付き合いのない司法書士や弁護士がどれだけ信用できるのかも不安であり、適当な受任者がいないという趣旨の相談がある。大田区では、熱心に遺言等の講演会や相談会を開催しているが、これら

に加えて、社会福祉協議会が、任意後見契約の受任者を引き受けるという取り組みをしたほうがいい。高齢者には、精神面、肉体的側面による支援のみならず、その財産の管理(不動産、預貯金等)、契約締結(不動産の売買、要介護認定の申請、施設の入所契約)などの法律的な側面の支援が不可欠であり、前者の支援と後者の支援は、どちらかに偏ることがあってはならず、両者は車の両輪と同様である。どちらかの側面に偏ることは、全体的に高齢者の支援が偏波することになると危惧される。大田区では、前者の支援は様々な団体等がこれを支え、充実していることがうかがえるが、後者の側面では、他の区に比べて、高齢者のニーズに答えきれていなく、その選択枝もほぼない(法定後見が主)のが実情ではないかと危惧される。後者の側面について、強化していく必要があると思われる。【公証役場】

- 市民後見人や親族後見人、地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)支援員など、最前線で本人にかかわる支援者こそ、対人コミュニケーションにおける援助技術の習得が必要と考える。【東京精神保健福祉士協会】

④ 地域連携ネットワークの強化

- 高齢者、障害者、児童などそれぞれの分野のネットワークは構築されており、これをどう重ね合わせるかという重層的な支援ネットワークの構築が求められる。【学識経験者】

- 重層的支援体制を区として提唱しているのであれば、各々の機関が今まで以上に情報の共有が重要となる。特に地域の窓口となる自治会町会や地域包括支援センター、民生委員の日頃からのコミュニケーション、更には18の特別出張所の職員に対しての啓発活動が必要だと思う。また、自治会町会役員や民生委員の高齢化が進み、深刻さが更に増している。単に成年後見制度と捉えるのではなく、重層的支援の一環として全ての福祉支援としての成年後見制度として考えていかねばならないと思う。自治会・町会としては、民生委員や地域包括支援センターと協力をして活動しているが、これからは役員等の高齢化が進み自分の事として捉えて行かなければならない。【自治会連合会】

- 現状ではネットワークは未整備だと思われ、どう関わるかが解らない状況である。民生委員として関わらなければいけない問題だとは感じているが、入り口が見えない。【民生委員】

- 障がいのある方へ何らかの支援が開始されたときに、障害福祉分野だけでは解決に向えない複合的な課題を有する方が増えていると思われる。本人の複合的課題、家族支援が必要な場合に、要支援の状態の方が家族に複数いるなどがある。他分野、他機関との「連携」とは何か、連携そのものは何をもって連携とするのか、縦割りな役割分担では解決に向えない。また、その根底には対象者の権利擁護の観点を忘れてはならないし、常に確認をしながら進めていかなければならないことを、支援者同士で認識を持てるようにしたい。現在の取組みとして、相談支援専門員の取得時(初任者研修)、更新時(現任研修)に主任相談支援専門員とのスーパーバイズの機会を設け、相談支援に携わる支援者の意識向上、知識向上に取り組ん

でいる。さらに、基幹相談支援センターとして、連絡会、協議会などを通じてスーパーバイズの視点を持ち、連携の方法、振り返り、計画のモニタリングなど、各支援者の個別援助技術の向上に取り組んでいる。連携の向上、強化、各制度の周知理解促進など、意識をする人が増えて、広がっていきけるように、草の根活動を繰り返し推奨していく。そのための地域作り、人材育成に取り組むたいと思っている。そのうえで、重層的支援体整備事業の支援会議を上手く活用していきたい。【基幹相談支援センター】

○重層的支援体制整備は、喫緊の課題であり、対象が複雑で個別性が高いことから、チームや担当者には、相応の幅広い知識と技術、アセスメント力と機動力が求められる。チームの指導には関係機関が従わざるを得ないような一定に権限がないと、実際には展開して行かないのではないかと考える。【東京精神保健福祉士協会】

○医療介護関係者の知識不足で、成年後見制度利用がご本人にとって適切か否かを判断することが困難である。複数の課題を抱えている方にかかわることが多く、その複数の課題の中に財産管理の問題がある。複数の課題に優先順位をつけて解決にむけてコーディネートする役割を果たす人がいない。地域で連携して取り組む際に、リーダーシップをとる人がはっきりせず支援が進みにくい。財産管理は本人にとって繊細な問題を含むことが多く、透明性の確保とスピード感の両立が難しい。医師会員(特にかかりつけ医、在宅医)に対する勉強会の開催、院内で制度周知のために掲示するなどの取り組みが必要である。また、認知症サポート医の役割を明確化(その中に権利擁護を定義する)することも重要である。【医療機関 医師会】

○個人情報に配慮してWeb会議を活用する。【医療機関 東邦大学】

⑤ 権利擁護支援の支援策の充実

○虐待など、権利侵害がまだ多いことを報道などから実感させられる。利用促進計画で、「権利擁護支援」という概念を「権利侵害からの回復」だけでなく、「意思決定支援」を位置づけ、「両輪での権利擁護支援」という方向性を打ち出したことは素晴らしいと考えている。しかし、どちらも多くの課題があることも痛感させられている。地道に少しずつでも前に進んでいかなくてはと考える。【学識経験者】

○重篤な権利侵害(虐待や財産の搾取等)が起こるのを待つのではなく、危険性が感じられる前から予防的に取り組む仕組みづくりに、後見制度に関わってきた専門職団体だからこそできる活動があると考え。権利擁護支援検討会議はその目的を達成する大きな役割を一部担っているが、すでに権利侵害が起こっている(虐待認定されて然るべき状況)ところまで、地域の支援者だけが頑張っている(頑張らざるを得ない)構図が見受けられる。国のモデル事業だけがその形ではない。大田区ならではの早い段階での気づきを異業種(専門職だけではない)で共有し、重篤な状況を予防する(加害者を生み出さない)地域・重層的支援体制整備との連動型事業を目指してほしい。【社会福祉士会】

○包括では支援に結びつけるための初動を担う事が多いが、繋がるまでの支援が多くあり、人員がいくらいても足りない。後見に繋がるまでの金銭管理など本来は担うべきでは無いが仕方なく行うことがある。おおた成年後見センターへ依頼しても担当が決まるまでに時間がかかり人材不足を感じる。そのため、後見センターは4地域福祉課ごとにあったほうが良い。後見に繋がるまでの支援を担える人は誰なのか？包括や居宅支援事業所は「こんなことをしても大丈夫だろうか？」と思いながら対応している。初動対応からともに動いてくれる機関がほしい。生活が立ち行かなくなり、今日明日どうなるか等の相談を受けることがあるがセーフティネットになるべく生活保護にもならずギリギリにいる方の支援が取りこぼされ、成す術が無いときは包括にある備蓄している食料を供給したり、電機の復旧、金融機関の同行などあらゆる対応をしている。そういったときにはどの機関と連携をして進めていくことが出来るのか【地域包括支援センター】

○虐待事案において、権利擁護を含めケースの検証が必要と思われる事案が最近散見される。また、訪問介護の買い物支援において、事業者は現在のやり方でよいか悩みがある。

【介護保険サービス団体連絡会】

⑥ 成年後見制度等権利擁護に関する自由意見等

○「大田区権利擁護支援検討会議」と当協議会とはどのような位置づけなのか。当協議会に、家庭裁判所からご臨席を頂き、情報収集をすることが必要ではないか。【税理士会】

○老いじたくがネガティブな印象でとらえられることがあるが、「これから生きるための老いじたく」など印象を変えることも必要である。認知症の理解と同じように、若いうちから成年後見制度について学ぶことも大切、教育として捉えてほしい。【地域包括支援センター】